

2020 年度
関西国際空港島に立地していることが
必要な電源の調整力 (kW) 契約書
(ひな型)
(案)

関西電力株式会社
送配電カンパニー

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、2019年●月●日に乙が公表した2019年度関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した関空島電源調整力の提供について、次のとおり契約する。

（関空島電源調整力）

第1条 甲は、乙が関西国際空港島（以下「関空島」という。）における停電解消および停電解消後の周波数調整ならびに厳気象時の需給バランス調整等の実施および広域的な需給バランス調整等に寄与するために、乙の指令に応じ、別紙1（契約電源一覧表）の発電設備（以下「契約電源」という。）により生じた調整力を用いて、関空島電源調整力を乙に提供するものとする。

- 2 この契約において、関空島電源調整力の提供とは、次のものをいう。
- （1） 甲が、常時、第3条に規定する受電地点において、契約電源のうち、同条に規定する契約電力を、乙の指令に従い運転可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。
 - （2） 甲が、乙の指令に応じ、契約電源を契約電力の範囲内で運転すること。

（契約電源の設定単位）

第2条 契約電源は、原則として発電所単位で設定するものとする。

（定格出力、契約電力、受電地点および電圧）

第3条 契約電源の定格出力、契約電力、受電地点および電圧は、別紙1のとおりとする。

（送電上の責任分界点）

第4条 送電上の責任分界点は、別紙1のとおりとする。

（財産分界点および管理補修）

第5条 財産分界点は、別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側は甲が、また乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者がそれぞれ甲・乙とは異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源について、募集要綱に記載の設備に関する要件（募集要綱第5章2（1）に限らない。）を満たしていることを確約する。

(運用要件)

第7条 甲は、契約電源について次の各号の運用要件を満たすものとする。

- (1) 乙の指令に応じて、乙の指令から1時間以内に、契約電力まで出力増が可能であること。
 - (2) 乙の指令に従った運転および待機が可能であること。
 - (3) 乙の指令がブラックスタートの実施を伴わない指令の場合は、乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則、3時間にわたり運転継続が可能であること。乙の指令がブラックスタートの実施を伴う指令の場合は、乙の指令に応じた出力増をした時刻から、長期間にわたり運転継続が可能であること。また、乙から復帰指令を行った場合は、その指令に応じること。
 - (4) 契約電源や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、すみやかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (5) 契約電源や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
 - (6) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、関西国際空港電源調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(料金の算定)

第8条 料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金に第19条で定める消費税等相当額を加算した金額とする。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

料金は、別紙2（月間料金一覧表）に定める月間料金に第19条で定める消費税等相当額、ならびに事業税相当額を加算した金額とする。

～ここまで～

なお、乙の指令に応じ契約電源の運転を行なったことに伴う料金については、別途締結する「関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kWh) 契約書」にもとづき算定するものとする。

- 2 第13条, 第14条, 第17条もしくはその他事由により, 契約期間の途中で本契約が終了する場合, 契約終了日を含む月の月間料金については, 契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第9条 契約電源において, 乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検, 契約電源の需要減等の事由により, 乙からの発動指令にもかかわらず, 運転継続時間(乙が甲に対してブラックスタートを伴わない指令を行った場合で運転継続時間が3時間以上の場合は, はじめの3時間とする。ただし, 乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合は, 当該指令時間とする。)中において, 関空島電源調整力の一部でも乙に提供できなかった30分単位のコマ(乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合で, 甲の実績が乙の指令に追従できていないことが判明した場合は, 当該30分単位のコマ含む。)(以下「30分単位の当該コマ」という。)に対し, 第2項のとおり, 契約電力未達時割戻料金を算定する。ただし, 停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は, 契約電力未達時割戻料金の対象としないことができるものとする。なお, 契約電力未達時割戻料金の対象判定(関空島電源調整力契約電力未達と判定される30分単位のコマ数(以下「契約電力未達コマ数」という。)の算定)については, 30分単位のコマごとに行なうものとする。

- 2 契約電力未達時割戻料金については, 以下の式にて算定するものとする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{\text{別紙2に定める年間料金} \times \text{契約電力未達コマ数合計}}{\text{関空島電源調整発動可能コマ数} + \text{ブラックスタート指令実績コマ数}} \times 1.5$$

- 3 第2項における関空島電源調整発動可能コマ数は, 入札書(様式1)9項の関空島電源調整発動可能回数×6で定めるものとし, その値が夏季および冬季の平日9時から20時に相当する2,772コマを超える場合, 2,772コマを上限とする。
- 4 契約電力未達コマ数は, 以下の算定式で求める。

$$\text{契約電力未達コマ数} = 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}$$

- 5 前項の規定にかかわらず，甲が関空島電源調整力契約電力の一部（以下「一部供出電力（申出）」という。）を乙に提供することを事前（指令発動まで）に申し出，乙がそれを認めた場合，契約電力未達コマ数は，以下の算定式で求める。

$$\begin{aligned} \text{契約電力未達コマ数} = & \\ & 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{関空島電源調整力契約電力} - \text{一部供出電力（申出）}}{\text{関空島電源調整力契約電力} - \text{一部供出電力（申出）}} \\ & + 30 \text{分単位の当該コマ数} \times \frac{\text{一部供出電力（申出）}}{\text{関空島電源調整力契約電力}} \times \text{一部未達割合} \end{aligned}$$

- 6 一部未達割合は，以下の算定式で求める。ただし，甲が一部供出電力（申出）を乙に提供することを事前（指令発動まで）に申し出，乙がそれを認めた場合，以下の算定式の「関空島電源調整力契約電力」は，「一部供出電力（申出）」に読み替えるものとする。また，ブラックスタートを伴う指令の場合は，「関空島電源調整力契約電力」を「乙が指令した出力」に読み替えるものとする

$$\text{一部未達割合} = \frac{\text{関空島電源調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}}{\text{関空島電源調整力契約電力} \times 1 \text{時間} \div 2}$$

- 7 当該コマにおける実績調整電力量は，発電量調整受電計画差対応補給電力量（託送供給等約款 30（18）イ）と同様に契約電源ごとに，原則として発電機ごとに計量した30分ごとの実績電力量の合計値からゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給1時間前）のことをいう。）時点における30分ごとのBG最経済計画値による電力量を減じた値とする。なお，送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は，甲乙協議により，計量した実績電力量を送電端に補正したうえで，

当該コマにおける実績調整電力量の算定を行なうものとする。

8 第6項における算定結果が0.1を超過する場合は、一部未達割合を1とみなす。また、算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなす。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

9 第2項において算定した契約電力未達時割戻料金を契約期間の最終月の月間料金から割引くものとする。ただし、契約電力未達時割戻料金が最終月の月間料金よりも多い場合は、甲は、その差額を乙に支払うものとする。

(超過停止割戻料金)

第10条 乙の指令の有無に関わらず、契約電源において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停止を生じた日数(第9条による契約電力未達時割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。)について超過停止割戻料金を第2項のとおり算定する。

なお、1日のうち、24時間に満たない停止が発生した場合においても、停止日数1日として算定するものとする。

ただし、甲が、別途代替電源等を用いて関空島電源調整力を提供し、乙が停止の対象としないと認めた場合、ならびに停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議により合意した期間については、停止の対象としないことができるものとする。

また、乙が甲に対してブラックスタートの実施を伴う指令を行った場合で、甲の実績が乙の指令に追従できていないことが判明した場合は、乙の責とならない事由による停止とみなす。

2 超過停止割戻料金については、以下の式にて算定するものとする。

$$\text{超過停止割戻料金} = \frac{\text{別紙2に定める年間料金}}{365} \times \text{停止日数}$$

3 第1項の停止において、甲が関空島電源調整力契約電力の一部を乙に提供することを事前に申し出、乙がそれを認めた場合、第1項の停止日数を以下の式にて修正したうえで合計するものとする。

<div style="text-align: center;"> <p>修正後の停止日数</p> <p>= 修正前の停止日数</p> <p style="margin-left: 100px;">関空島電源調整力契約電力 - 一部供出電力（申出）</p> <p style="margin-left: 100px;">× </p> <p style="margin-left: 100px;">関空島電源調整力契約電力</p> </div>

- 4 第2項において算定した超過停止割戻料金を契約期間の最終月の月間料金から割引くものとする。

（料金等の支払い）

- 第11条 第8条、第9条および第10条により算定した料金については、原則として、甲は、翌月（ただし、契約期間の最終月については、その翌々月）1日から15日までに乙に請求し、乙は、同月22日（ただし、22日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに支払うものとする。ただし、請求書の受領が同16日以降であった場合は、請求書受領後10日（ただし、請求書受領後10日にあたる日が、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）以内に相手方に支払うものとする。
- 2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
- 3 第9条に定める契約電力未達時割戻料金と、第10条に定める超過停止割戻料金との合計が、別紙2に定める当該月の月間料金を上回る場合は、甲が、その差額を、乙に支払うものとし、当該支払いについては、第19条で定める消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算したうえで、第1項および第2項に準じて行なうものとする。ただし、契約電力未達時割戻料金と超過停止割戻料金の合計金額の上限は、年間料金とする。

（関空島電源調整力の提供期間および契約の有効期間）

- 第12条 本契約にもとづく甲から乙への関空島電源調整力の提供期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までとする。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第13条 甲乙いずれか一方が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

4 甲と乙が締結する関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力(kWh)契約書が、解約または解除された場合、本契約も当然に解約または解除されるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第15条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第16条 甲または乙が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第17条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
 - (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為
- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第18条 甲または乙が、本契約に違反して、相手方もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第19条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課され

る消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

～収入金課税の契約者に対しては、下記の通り置き換える～

また、本契約において事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいい、適用する事業税率は別紙3（事業税率）のとおりとする。

～ここまで～

（単位および端数処理）

第20条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

（運用細目）

第21条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議のうえ、定めるものとする。

（合意管轄および準拠法）

第22条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

（秘密保持義務）

第23条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
- (3) 調整力の広域的な運用のために、乙が他の一般送配電事業者に提示する場合

2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第24条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、関空島電源調整力(kWh)契約書、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等(以下「本契約等」という。)によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

□□□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

乙 関西電力株式会社 副社長執行役員 ○○ ○○

別紙1. 契約電源一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	定格出力 (kW)	契約電力 (kW)	電圧 (kV)	受電地点	送電上の責任分界点	財産分界点
□□発電株式会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機	〇〇	〇〇	〇〇			
			2号機	〇〇		〇〇			
			3号機	〇〇		〇〇			
			4号機	〇〇		〇〇			

別紙2. 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	契約電力 (kW)	容量料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□□発電株式会社	××発電所	○○県○○市××	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					

別紙3. 事業税率

○2018年度の乙の収入割の事業税（事業税＋地方法人特別税）の実効税率

○.○○%

なお、計算式は、以下のとおり。

- ・納付総額（※）／課税標準総額（※）＊100
※納付対象自治体への全納付額（課税標準額）の合計
- ・小数点以下第3位を四捨五入

別紙3. 事業税率

○2018年度の甲の収入割の事業税（事業税＋地方法人特別税）の実効税率

〇.〇〇%

○2018年度の乙の収入割の事業税（事業税＋地方法人特別税）の実効税率

〇.〇〇%

なお、計算式は、以下のとおり。

- ・ 納付総額（※）／課税標準総額（※）＊100
- ※納付対象自治体への全納付額（課税標準額）の合計
- ・ 小数点以下第3位を四捨五入